

# 経営力強化保証

	セーフティーネット保証5号	一般保証	
資格要件	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画実行及び進捗報告を行う中小企業者		
保証限度額	2億8,000万円(無担保8,000万円)		
対象資金	事業計画の実施に必要な事業資金 (但し、セーフティーネット保証5号の利用は、 既往の新型コロナウイルス感染症関連保証※1に係る借入金を借り換える場合に限りです)		
返済方法	一括返済 または 分割弁済		
借換有無	借換あり	借換あり	借換なし
保証期間	借換資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	借換資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 (据置期間 1年以内)
	一括弁済の場合は1年以内		
保証料率	一律0.8%	0.45~1.75% ※2	
貸付利率	金融機関所定利率		
保証人	必要に応じて徴求することとする。		
責任共有	責任共有制度対象		
添付資料	(1)「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 (2)事業行動計画書 (3)市町村長等の認定書(セーフティーネット保証5号のみ)		
その他	◎原則として四半期に1回、経営状況・事業計画の実行状況等を金融機関へ報告していただきます。 ◎既往の新型コロナウイルス感染症関連保証等を借り換えた場合に、信用保証料の負担が増加する場合があります。		

※1 既往の新型コロナウイルス感染症関連保証とは、「民間ゼロゼロ融資、伴走支援型特別保証、セーフティーネット保証4号関連保証、危機関連保証、危機関連指定期間中に保証協会で受付・実行したセーフティーネット保証5号関連保証」

※2 一般保証の信用保証料率については、以下の表のとおり、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率が適用されます。(一部適用されない場合があります)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	財務諸表なし
通常	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
本制度	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		
	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	1.15

金融機関及び当協会の審査の結果、ご希望に添えないこともございます。



山梨県信用保証協会

本店：TEL 0120-970-260

富士吉田支店：TEL 0555-22-0992

<https://cgc-yamanashi.or.jp>

